宗教的輸血および血漿分画製剤拒否に対する診療指針

I 宗教的輸血および血漿分画製剤拒否に関する診療指針の基本方針

当院では『相対的無輸血』の方針に基づき、宗教上の理由などによる輸血および血漿 分画製剤拒否に対しては、以下のように対応する。

- 1. 輸血および血漿分画製剤を行わないためのできる限りの努力はするが、生命に危機がおよび、輸血および血漿分画製剤を行うことで死亡の危険が回避される可能性があると判断した場合には輸血および血漿分画製剤を行う。この場合、輸血および血漿分画製剤同意書が得られなくても輸血および血漿分画製剤を行う。
- 2. エホバの証人の方が提出される『免責証書』は絶対的無輸血治療に同意するものであるため、これに署名はしない。
- 3. 以上の方針は、患者の意識(判断能力)の有無、成年と未成年の別にかかわらず適 用する。
- 4. 自己決定可能な患者、患者の保護者、または代理人の方に対しては、当院の方針を 十分に説明しご理解を得る努力をするが、どうしても同意が得られず治療に時間的 余裕がある場合には転院を勧める。

Ⅱ 宗教的輸血および血漿分画製剤拒否患者に関する診療指針の基本的考え方

宗教的輸血および血漿分画製剤拒否患者に関する診療指針(以下本指針)における基本的考え方については、輸血および血漿分画製剤療法実施までに許容される時間の多寡により、時間的余裕がある場合とない緊急時の場合の二つの状況別考え方。

1. 時間的余裕がある場合の基本的な考え方

ここでの基本方針は、『十分な対話による意思決定』である。患者やその家族、関係者と医療従事者が、相互の情報提供と対話の中で患者の医学的状況や社会背景について理解し、両者間の信頼関係を構築しながら最善の治療方法をともに探り、輸血および血漿分画製剤療法に対する意思決定を行うことが重要である。その中で、当院の輸血および血漿分画製剤に対する方針は、あくまでも『相対的無輸血治療』であることを十分説明し、患者、家族などに納得して同意が得られるよう努める。その結果相対的無輸血治療に同意が得られた場合は相対的無輸血治療を行い、得られない場合は速やかに他院への転院を勧める。

2. 緊急時における基本的考え方

ここでの基本は『生命の尊重』である。手術時の予期せぬ大量出血のみならず、 出血性ショックを呈する救急搬送患者や入院中に病状が急変し輸血および血漿分 画製剤療法が必須となる患者など、一分一秒を争う緊急時においては、救命を第一 と考えた相対的無輸血治療を選択する。

平成 29 年 10 月 16 日作成